



総合センターだより



川西市総合センター(川西隣保館・川西児童館)
 場所：〒666-0032 兵庫県川西市日高町 1 番 2 号
 TEL：072-758-8398 FAX：072-758-2132
 ホームページ：http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shimin/jinken/jinkensou.html

平成 29 年
(2017 年)



月号

「部落差別解消推進法」が施行されました！

「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が昨年 12 月 9 日の参議院本会議で成立し、同 16 日に公布・施行されました。

その目的(第 1 条)は次のとおりです。

この法律は、**現在もなお部落差別が存在する**とともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に**基本的な人権の享有を保障**する日本国憲法の理念にのっとり、**部落差別は許されないもの**であるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

「現在もなお部落差別が存在する」「部落差別は許されないもの」と明確に示されています。「部落差別」という文言が入った法律が制定されたのは、今回が初めてです。

このほか、この法律には次のような特徴があります。

- ・国と地方公共団体の責務を定めている。
- ・地域の実情に応じた、部落差別に関する相談体制の充実を謳っている。
- ・地域の実情に応じ、部落差別解消のための教育及び啓発を行うことを定めている。
- ・部落差別の実態に係る調査を行うことを謳っている。
- ・時限立法ではなく、恒久法である。

「同和問題」や「部落差別」という言葉さえも知らない世代が増えてきている中で、「部落差別」を前面に打ち出した法律の施行は、非常に大きな意義があります。総合センターでは、法律の趣旨を踏まえ、引き続き部落差別解消に向けた取り組みを積極的に行ってまいります。

私たちが一人ひとりの“差別を許さない心”をさらに大きく育てていきたいと思います。

総合センターの相談事業

生活人権相談 毎週 月・火・木・金曜日の午前 9 時～午後 5 時

保健相談(市保健センター協力事業)

毎月 第 1 水曜日の午後 1 時 30 分～3 時 **3 月は 1 日、4 月は 5 日です。**

セクマイ相談・学習会 セクシュアルマイノリティ(性的少数者。性同一性障害、同性愛の人たちなど)の人権相談・学習会ですが、当事者でない方も参加できます。

毎月 第 4 木曜日の午後 1 時 30 分～4 時 **3 月は 23 日です。**

このセンターだよりは市役所内で印刷しています。